

**令和5年度サプライチェーン対策のための国内投資促進事業交付要綱、実施要領
及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表**

令和5年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	国内投資促進基金(サプライチェーン対策のための国内投資促進事業)
法人名	一般社団法人環境パートナーシップ会議
基金額(国庫補助金相当額)	527, 292百万円(527, 292百万円)
基金事業の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材等に関し、国内の生産拠点等を整備しようとする場合に、その経費の一部を補助することで、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靭化を図る。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	<p>以下の事業を支援する。</p> <p>1. 令和2年度中に採択した事業 <補助対象事業A>生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 【補助率: 大企業1／2以内、中小企業等2／3以内】</p> <p><補助対象事業B>一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業 【補助率: 大企業2／3以内、中小企業等3／4以内】</p> <p><補助対象事業C>補助対象事業AIに該当し、複数の中小企業等のグループによる共同事業であり、グループ化によるメリット(規模の拡大による効率化や技術等の補完による効果)を有する事業 【補助率: 中小企業等3／4以内】</p> <p>2. 令和3年度中に採択した事業及び令和4年度中に採択した事業 <補助対象事業A>生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 【補助率: 大企業1／2以内～1／4以内、中小企業等2／3以内～1／4以内 (補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p> <p><補助対象事業B>感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保等国民が健康な生活を営む上で重要な物資の生産拠点の整備事業 【補助率: 大企業1／2以内～1／4以内、中小企業等2／3以内～1／4以内 (補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p> <p><中小企業特例事業>生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業 【補助率: 2／3以内】</p> <p><ウクライナ情勢の影響を受ける原材料等の安定供給等のための生産拠点等の整備に係る事業> 【補助率: 対象事業毎に3／4以内、2／3以内、1／2以内のいずれか(補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p> <p>3. 令和5年度中に採択する事業 <ウクライナ情勢の影響を受ける原材料等の安定供給等のための生産拠点等の整備に係る事業> 【補助率: 1／2以内(補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p>
基金事業を終了する時期	<p>【基金事業の終了予定期間】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金実施要領の第2の6.(1)により、「基金設置法人が基金管理を行う期間は、補助事業が終了し、第3の1(2)に定める報告に係る業務が終了するまでとする。基金設置法人は、基金管理終了後において補助事業で第4に定める補助事業者が取得した財産等の処分に係る手続を行わなければならない。」と規定しており、令和14年度に終了予定。 (※)事業継続状況報告等補助事業に係る業務報告等</p> <p>【基金事業の新規申請受付終了時期】 令和6年3月末に新規申請受付終了予定。ただし、同実施要領第2の4にて、「新型コロナウイルス感染症の拡大等によるやむを得ない事由が確認できたものに限り、それぞれの申請期限について大臣が認める範囲で期限延長を行う場合がある。」と規定。</p>
次回の見直し時期	毎年度
基金事業の目標	国内投資を促しサプライチェーン強靭化を図る。

2. 見直し結果

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	今後とも「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等に適合するよう見直しを実施
目標達成の評価	-
基金の保有割合	1.00
基金の保有割合の算出	保有割合 = (①495,177,357,598円 - ②0円) ÷ (③495,177,357,598円) = 1.00 ①直近年度末の基金残高 ②当年度(令和5年度)の国庫返納額 ③令和5年度以降の事業費・管理費所要見込み額
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無
その他	-

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と資金管理の透明性が確保されるため。	495,177
短期・長期信託	-	-
有価証券	-	-
国債	-	-
政保債、地方債	-	-
その他社債等	-	-

4. 執行状況

		令和4年度	令和5年度見込み
収入	国費	10,492	0
	国費以外	0	0
	出資等	5	5
	運用収入	0	0
	その他(基金への返納)	512,995	495,177
	前年度繰り越し	0	0
	(マイナス)返納額	523,492	495,182
支業費等	合計(a)	27,949	125,432
	事業費(交付額)	366	421
	合計(b)	28,315	125,854
	基金残高(a-b)	495,177	369,329
	出資残高	0	0
	貸付残高	0	0
	債務保証残高	0	0

<交付額等>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付決定件数	32	190	118
交付決定額	9,979	251,663	140,084

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。」

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)